

特別徴収の対象となる年金を二つ以上受給している場合

ア 年金保険者による優先順位

1. 日本年金機構
2. 国家公務員共済組合連合会
3. 日本年金機構(移行農林分)
4. 日本私学振興・共済事業団
5. 地方公務員共済組合連合会

イ 年金種別による優先順位

日本年金機構が支給する年金	国家公務員共済組合連合会、日本私学振興・共済事業団、地方公務員共済組合連合会が支給する年金
<ol style="list-style-type: none"> 1. 老齢基礎年金 2. 国年老齢・通算老齢年金 3. 厚年老齢・通算老齢・特例老齢年金 4. 船保老齢・通算老齢年金 5. 退職・減額退職・通算退職年金(三共済) 6. 障害基礎年金 7. 障害厚生年金 8. 船保職務上障害年金 9. 国年障害年金 10. 厚年障害年金 11. 船保障害年金 12. 障害共済年金(三共済) 13. 障害年金(三共済) 14. 遺族基礎年金 15. 遺族厚生年金 16. 船保職務上遺族年金 17. 厚年遺族・寡婦・通算遺族年金 18. 船保遺族年金 19. 遺族共済年金(三共済) 20. 遺族・通算遺族年金(三共済) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 退職・減額退職・通算退職年金 2. 障害共済年金 3. 障害年金 4. 遺族共済年金 5. 遺族・通算遺族年金